

- 1 開催日 平成 24 年 7 月 30 日 (月)
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 市教委第 23 号 高知市社会教育委員の委嘱について
  - 日程第 3 市教委第 24 号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について
  - 日程第 4 市教委第 25 号 高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について
  - 日程第 5 市教委第 26 号 平成 25 年度使用高等学校用教科書の採択について
  - 日程第 6 市教委第 27 号 平成 25 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について
- 4 報告
  - ・ 高知市教育委員会共催・後援事業について
- 5 閉会宣言
- 6 出席者
  - (1) 委員
    - 1 番委員長 門 田 佐智子
    - 2 番委員 西 山 彰 一
    - 3 番委員 山 本 和 正
    - 4 番委員 西 森 やよい
    - 5 番教育長 松 原 和 廣
  - (2) 事務局
    - 教育次長 依 岡 雅 文
    - 教育次長 横 田 寿 生
    - 教育政策課長 秋 沢 大 助
    - 教育政策課教育企画監 野 村 能 教
    - 学校教育課長 土 居 英 一
    - 生涯学習課長 渡 邊 武
    - 教育研究所長 多 田 美奈子
    - 市民図書館長 筒 井 秀 一
    - 民権・文化財課長 上 田 齊
    - 市民図書館副館長管理担当係長事務取扱 岩 原 圭 祐
    - 学校教育課指導主事 竹 村 晃
    - 教育研究所特別支援教育班長 清 水 隆 人
    - 教育政策課総務担当係長 宮 田 小 町
    - 教育政策課主査 森 尾 美 舗

1 平成 24 年 7 月 30 日（月） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 32 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

## 2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

### 門田委員長

ただいまから第 1097 回高知市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

初めに会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、山本委員お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 23 号「高知市社会教育委員の委嘱について」を、議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

### 生涯学習課長

生涯学習課渡邊でございます。

社会教育法の規定によりまして、社会教育委員を置くことができることになっており、本市におきましては、高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例第 1 条及び高知市社会教育委員会議規則に基づいて設置をしております。

委員の定数は、21 名以内となっておりますが、現在の定数は 18 名となっております、その構成は学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者等となっております。任期につきましては 2 年となっております。今回の委嘱は、委員として委嘱しておりました方の人事異動に伴うものでございます。具体的に申し上げますと、さんさんテレビの人事異動によりまして、藤田ゆみ子さんから、小林一行さんに交代するものでございます。

今回委嘱する委員の任期は、前委員の残りの任期となりますので、平成 24 年 7 月 31 日から 25 年 7 月 6 日までとなります。

なお、委員の男女の比率は、委員 18 名中 5 名が女性となりますので、男性が 72.5%、女性が 27.5%となります。

### 門田委員長

ただいまの件につきまして、質疑等はございませんか。

ないようですので、ただいまの件の質疑は終了し、採決に移ります。

市教委第 23 号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

### 委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

### 門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 23 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 24 号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」を、議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

### 青少年課課長補佐

青少年課西本でございます。

青年センター運営委員の任期中の交代があったための議案でございます。

青年センター条例第 22 条によりまして、委員の任期は、2 年以内と定められております。ただし、途中交代の際には、後任者の就任期間は前任者の残任期間ということになります。従いまして、任期は議決の日から、平成 25 年 7 月 31 日までとなっております。これは、高知新聞社の委員の方が、従

来は論説委員の方が就任いただいていたましたが、論説委員は青年との関わりが希薄ということで、編集局N I E推進委員の岡林直裕さんのご推薦をいただきました。

#### 門田委員長

この件につきまして、質疑等はありませんか。

ないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第24号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第24号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第25号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について」、事務局の説明をお願いいたします。

#### 民権・文化財課長

民権・文化財課の上田でございます。

提案させていただきますのは、委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

高知市立自由民権記念館条例第26条第1項により運営協議会を置くこととしておりまして、同条第2項に教育委員会が委嘱する委員8名以内をもって組織すると規定されております。今回、委員の任期については、平成24年8月1日から平成26年7月31日までの2年間となっております。委員構成につきましては、再任委員5名、新任委員3名となっております。

新任委員さんは、それぞれ出身母体の役名変更等に伴うものでございます。社会教育関係者、学校教育関係者、学識経験者等から委嘱をさせていただいております。委員構成につきましては、女性は、8名中2名ということで25%が女性委員となっております。

#### 門田委員長

ただいまの件につきまして、質疑等はありませんか。

#### 西森委員

1つだけ、7番の方ですが、お名前の中の括弧書きの中は通称でしょうか。ご本人の希望などがあるのですか。

#### 民権・文化財課長

仕事の関係で、古典文書であるとか古文書等の読み書きを中心にしておられる方です。そうしたときのお名前は括弧書きの中のお名前を号のような形で使っておられます。本人のご希望で2つ名前を併記したところがございます。

#### 門田委員長

よろしいですか。他に、ないようでしたら、質疑を終了し採決に移ります。

市教委第25号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第25号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5市教委第26号「平成25年度使用高等学校用教科書の採択について」を、議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

#### 学校教育課長

学校教育課土居でございます。

平成25年度に高知商業高等学校で使用する教科書の採択について、ご説明いたします。議案資料

のほかに、A4版の平成25年度使用高等学校用教科書採択資料をお届けしております。

高等学校で使用する教科書の採択方法は、小中学校における採択方法とは異なりまして、教科書無償法による法律上の具体的な定めはなく、各学校が実態に即して採択委員会を組織し、作成した採択案を、教育委員会が職務権限として決定することになります。

議案書の11, 12ページをご覧ください。平成25年度使用高等学校教科書案を示しております。なかで網掛けをしておりますのが、25年度に新たに採用するものでございます。それ以外は昨年と同じ教科書を使用するものでございます。

この案は、先程お配りしたA4版の1～3ページまでに、それぞれ教育課程表を示しておりますが、この教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することとなります。平成25年度入学生から、新学習指導要領が完全適応されることとなります。また、全日制におきましては、学科改変を行うことから、教育課程表を別に作成しております。

こちらの教科書は、資料の12～26ページにございますが、1,126種、1,157点の文部科学省検定済み教科書、または、文部科学省著作教科書を記した教科書目録の中から選択されたものでございます。選択方法については、教科書発行所から送られてきた見本本を各教科担当者で採択委員会を持ち、意見を集約し、選定理由を付して取りまとめております。

平成25年度は、新学習指導要領の適応を受ける1年生が使用する教科書と、新たな教科書を使用する全日制18点、定時制7点、計25点の新しい教科書の使用を予定しており、これらの選定理由を、先程の資料の4ページに網掛けをしてお示ししておりますので、お目を通していただきます。机の上には25点の新しい教科書をお示ししております。この25点の新しい教科書を含めまして、25年度使用を予定しております全日制54点、定時制24点の教科書採択について、ご検討のうえ決定をお願いします。事務局からは以上です。

#### 門田委員長

教科書に触ってよろしいでしょうか。

こちらは、新しく採択する分で、それ以外のものは、これまでのものを使うという形ですよ。なにか、ご意見や感想があればどうぞ。

#### 西山委員

マーケティングとビジネスの教科書を見ましたけれど、実際に社会に出て役に立つ内容が盛り込まれておりますのでよろしいじゃないかと思えます。それから地図も、いままでは中国の地名などは、漢字読みしているのですが、どちらかという中国の発音に直っているので、非常に結構なのではないかと思えます。社会も、かなり近代史に近いところまで網羅されてますね。時間的にも近代史の方に触れる時間がないといわれがちですが、かなり分かりやすく近代のところを紹介していただいていますので、いいと思えますし、ウッドストックが世界史の中に出ているのはちょっとびっくりしました。ビートルズはもちろん出ていますし。

全体的にカラーを良く活かされていて、読みやすいですね。

#### 門田委員長

数学は、今回は本が小さいですが、字は小さいということもないですね。

#### 松原教育長

特進コースであれば、センター入試対応ができることを相当目指した教科書になっている訳ですか。

#### 学校教育課指導主事

学校教育課の竹村でございます。

資料2ページに、平成25年度入学生の新教育課程がのっております。これを見ていただくと、1年生の選択でございまして、いわゆる普通高校とほぼ同様の単位数で英語、国語を組んでおります。教科書につきましても、社会科など情報量も全国で活用されている教科書と同様のものを採択しております。

**松原教育長**

例えば数学でいうと、数Ⅱですか、これは何単位用の教科書になっているのですか。

**学校教育課指導主事**

4単位です。

**松原教育長**

数学Aは。

**学校教育課指導主事**

2単位です。

**松原教育長**

ああ、だからこんなに少ないんですね。

では、これを選定するにあたって、高知商業高校では、教科の先生方が集まって採択委員会を作って、その中でこの教科書が一番いいだろうという形で、採択してきている訳ですよね。

**学校教育課指導主事**

はい。

**西森委員**

感想めいたことから申し上げます。現代社会の教科書についてです。福島的第一原発の事故に言及されており、すごく情報が早いのにびっくりしました。それで、これは定時制の方で使う教科書なのですね。全日制の課程では、今まで使っていたものを、そのまま使うという説明でしたでしょうか。

全日制の使う現代社会が第一学習社で、定時制は東京書籍のものを使うということで、要するに、同じ学校でも、全日制と定時制で使う教科書が異なる事態がありえるということですね。

**学校教育課指導主事**

全日制、定時制でも違いますし、学科、コースによっても、選択の要素が変わってまいります。

**西森委員**

分かりました。その基本的な考え方を、少しだけ教えていただきたいのですが。ものすごく難易度に差がありそうな学科ってありますよね。例えば、数学とか、英語とかはある程度学力にそろえないといけないかなというものであり、また、現代社会というのは、学力というより、色々なことが書かれていたら、今の時代に即した興味を引き出せたり、あるいは取っ掛かりになるとかいう類のものかなと思いますが、コースなどによって違ってくるのは、学力の関係になるのですか。

**学校教育課指導主事**

数学とかそういったもの、積み上げの必要な教科については、委員さんの言われたとおりの学力が関係しております。教科書の中には、中学校の学習を、再度復習も兼ねて記載されている教科書もあって、定時制などでは、そういったものが選考の対象になってっております。

社会科とかいわゆる経済といったものについては、委員さんの言われたとおりですけれども、やはり定時制の子どもたちにとって、興味、関心を引きやすい物は、というところで、写真を使っているとか、関心を持ちやすいトピックスが記載されているとか、そういったことで選定をしております。

**西森委員**

はい、分かりました。

**山本委員**

見やすいですね。写真なんかも、適度に分かりやすく載せられていますね。

**西山委員**

新編の国語総合を拝見していますが、これもすぐに役に立つというのですか、実社会に出て役に立つ必要な国語の知識というものが盛り込まれています。手紙の書き方だとか、それとディスカッションの仕方、話し合いの仕方について5つの項目がありますが、これをちゃんと守ってやってくださいとか、メモを取ってやってくださいとか、自分の意見と異なった場合になった時には、自分自身の立場を明らかにしなさいとか非常に具体的に書かれています。コミュニケーションスキルの大事なところ

ろを、国語の分野からもカバーしている点で、素晴らしいと思います。

**門田委員長**

概ね、皆さん素晴らしいというご意見のようですね。

他に質問などもございませんか。

**西山委員**

国語は2つありますが、これは両方を選ぶのですね。

**学校教育課指導主事**

国語総合は、全日と定時制で違います。定時制が、第一学習社で、全日が東京書籍です。

**西山委員**

なるほど。その辺の意図が非常に良く分かります。

**門田委員長**

他に質疑等ないようですので、これで終わってよろしいですか。

それでは採決に移ります。市教委第26号「平成25年度使用高等学校用教科書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

————— 【異議なし】 —————

**門田委員長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第26号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6市教委第27号「平成25年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

**学校教育課長**

「平成25年度以降の高知市立小・中学校の特別支援学級及び高知市立養護学校で使用する教科用図書の採択について」のご説明をいたします。

お手元に、学校教育法附則第9条による教科用図書について資料をお配りしております。こちらをご覧ください。

はじめに、学校教育法附則第9条による教科用図書について説明します。学校教育法第34条第1項には、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められており、この規定は、中学校及び特別支援学校にも準用されます。しかし、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済み教科書は現在発行されておられません。また、文部科学省が、文部科学省著作教科書を編集、発行しておりますが、その種類は、国語、算数数学、音楽のみに限られています。そこで、特別支援学校及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、検定教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を、教科書として使用することができることとなっております。この図書を通称9条図書と呼んでおります。

この9条図書は、検定済み教科書では子どもの学習に適切でないという場合に使用されるものでございますので、これを用いる場合には、検定済み教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受けることとなります。なお、9条図書は、検定済み教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は、子ども個人のものとなります。また、9条図書は、検定済み教科書のように、これらを用いて授業を行うというのではなく、子どもの学習活動を発展拡大させていくための一つの題材として活用するものが多くなっております。

特別支援学級や特別支援学校においては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、9条図書はこうした学習活動に対する子供たちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動へ発展拡大させていくための題材として活用するものが多くなっております。そういう意味で、同じ様に授業で使う本ではありますが、使用の方法、目的が異なるということでございます。

次に9条図書の採択についてご説明いたします。

採択の流れにつきましては、資料に示してあります手順で、平成25年度以降用について調査研究を進めまして、本日31冊のご審議をお願いすることとなっております。

この31冊は、次の3種類に分けられます。

1種類目は、お手元資料の2ページになります。こちらが文部科学省から情報提供された全国各地で9条図書として採択された図書です。このうち本年度新たに加わった図書を、本日もご審議いただくことにしております。

次に2種類目は、3ページにございますが、県教育委員会が県立特別支援学校で使用するために、今年度新たに採択した図書です。

続きまして、3種類目として、4ページに、本市の小中学校と市立養護学校から希望された図書を示しております。

9条図書については、平成15年度以降に採択された図書を順次追加していく形になっておりますので、今年度は354冊の一般図書の中から選べるようになっております。検定済み教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますので、できるだけ広い選択肢の中から、子どもたちの実態に応じて良い図書を選択できるように、という方針でございます。今回ご審議いただいたものも、これまでのものに加えて図書として認められることとなります。

手元資料2～4ページには、今年度ご審議いただきたい31冊の一覧を示しております。5ページ以降は、31冊の本の内容や印刷、表現、価格等について調査研究した結果を示しております。

実物の本を、こちらに置いております。

資料の5ページ以降に目を通していただけますでしょうか。

こちらに置いております31冊の中には、9条図書の選定基準の中で考えると、適合するかどうか若干疑問の残る図書もあります。資料では12番「音が出る知育絵本」、7番「声で覚える123数の本」というものでございます。この本には、書籍の体裁をとっております部分とワークシートの装置の部分がございます。ワークシートや装置というのは、本来は図書とは認めがたいというところがございますが、子どもの意欲や興味、関心を引き出すことができるという利点もございます。

できるだけ広い選択肢を用意して、子どもたちの実態に応じた図書を使用できるようにするという観点から、選定基準に若干幅を持たせて、9条図書として有用ではないかと判断したのですが、先程申しました若干疑問が残る分もでございます。

資料の4番「初めてのひらがな自習」、5番「やさしくひらがな自習」、6番「数カード」、さらに15番「野菜、果物立体カード」の4部については、図書というよりは、練習帳やドリルあるいはカードの体裁のものでございますので、先に行われた調査、研究の過程において9条図書としては、適切でない部分もあるのではないかとこの意見も出されております。

これらの31冊の見本本、こちらに用意しておりますのでご覧いただければと思います。

本日は、この31冊についての採択を審議していただきたく存じます。

なお資料の後半には、「平成24年度高知市立小中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧」を添付しております。

#### **松原教育長**

特別支援学校の子どもは、この31点の9条図書、すべて無償ということになりますか。

#### **学校教育課長**

例えば、算数であればそれ用の教科書が1つある訳ですが、これだけでは適さないということですので、それ以外のものを1冊ということとなります。

#### **松原教育長**

教科で1冊ですね。

#### **学校教育課長**

はい。ですから、これをすべて無尽蔵に無償で支給されるというものではございません。

## 松原教育長

だから算数で、これを選んだらこれ以外はないということになるのですね。先生が子どもの実態に合わせて、選んで渡すことになるのですね。

## 学校教育課長

先ほどお話にもありましたように、ドリル的なものを渡すべきなのか、もっと教科書らしいものを渡すのかという視点であれば、基本的なものの方を教科用図書として定めた方がいいのではないかと考えた時に、このドリル的なものについては、9条図書に入れることについては、適切でない部分もあるのではないかということが書かれている、ということです。

## 西森委員

異論はあったのだけどここまで挙がってきているということは、それなりに幅を広げて、こういう教科書を9条図書として選択する方がいい子どもさんがいらっしゃるんじゃないか、という声があったということですか。

## 学校教育課長

今の31冊については、文部科学省で調べた他県で採択されている教科書、それから県が採択したもの、それから高知市の学校から挙げてきた31冊でございます。これらについて審議した結果、子どもたちの興味、関心を引き出し、生活の中で活用する教科書と考えた場合に、練習問題だけというものは、若干疑義が残るのではないかという意見が出されておりました。

ですから、この31冊については、9条図書に向いているのではないかという判断の上に、今申し上げたような議論をし、そのなかで、先程ご説明しました5冊については、若干検討の余地もありますということであったことを報告させていただきます。

## 西森委員

つまり議論の段階では、向いていないから外すということにはなっていないということですよ。この場にあがってきているということは、やはりそれなりのご要望というか、使い道があるという積極意見があったということでしょうか。

## 教育研究所特別支援教育班長

教育研究所特別支援教育班長の清水と申します。

先程の件でございますが、各学校からの要望が出てきた図書については、全て調査、研究をしております。その結果、9条図書としては適切でないのではないかという意見が付いた物が、今の4点でございます。

これが9条図書として適切であるか、ないか、採択するか、しないかは、この場でご審議いただくものでございます。つまり、調査研究の段階においては、9条図書として採択すべきである、あるいはすべきでないというところまでの判断はできませんので、ご審議いただくべくお示しております。

しかしながら、調査研究の結果といたしましては、9条図書としては適切でない旨の結果が出されておりますので、それを踏まえて皆さん方にご審議いただければと考えておりますので、ご理解いただけますでしょうか。

## 門田委員長

分かりました。

## 西森委員

趣旨がどちらの方向なのかというのが分かりました。

(委員一同 図書の閲覧)

## 門田委員長

実際に見せていただきましたが、ご意見等お願いします。

## 西森委員

少し、違うことをお聞きしたいと思います。普段の教科書だと、持ち運びの便を考えるなどありますよね。私の子どもの時は、教科書は毎日持って帰りましょう、ということだったので、ランドセル



に入るように、最近はランドセルもA4対応になっていると思います。こちらの本は、どう考えても毎日持ち運びができる物ではないな、というような本も含まれているように思いますが、そこは選択肢を広げることを優先すると考えてよろしいということでしょうか。

#### **教育研究所特別支援教育班長**

これは、教科書として支給されるものですが、いわゆる検定済みの本のように、家に持ち帰って練習するとか、復習するとかいう使い方ではございませんので、実態としては、子どもさん個人のものではありますが、保護者の了解も得たうえで、例えば教室に備え付けておくとか、場合によったら他の子どもさんも見たりすることもございます。

ですので、持ち運びという点については、毎日持ち帰ってまた持ってくるというものでもないという実態もございます。

#### **西森委員**

はい、分かりました。

#### **門田委員長**

調査、研究の段階で、4点は9条図書としては適当ではないのではないかという意見が出ていることを受けて、私たちが検討しているところですけれども、この件についていかがでしょう。

この4点は9条図書から外すということで確認してよろしいでしょうか。

#### **松原教育委員長**

私は、外す必要はないのじゃないかという感じがするのです。普通の教科書を読むことよりも、作業学習的なものというのは、特別支援教育を受けている子どもたちには、結構価値があるのではないかという感じがする。

例えばこの数カードを用いて、数の概念を分かっていくという過程もあるだろうし、普通の教科書ではなかなか分かりにくい問題が、これでは分かるような感じがします。ここで決めていいというのなら、選択肢の1つとして、決めてしまってもいいのではないかという感じがするのですけどね。

#### **山本委員**

これを使うことによって、子どもたちが、少しでもレベルアップする可能性があるのですよね。

#### **教育研究所特別支援教育班長**

子どもさんにとって有用かどうかという観点では、有用であるのは間違いないと思っております。こちら側の図書と決定的に違うのは、一つには発展性に乏しいところがございます。これを題材にして、何か学習活動を膨らましていくというような活用の仕方は、ちょっと想定しがたいかと思えます。一定の、非常に限定的な内容のものを、練習して習得するという類のもので、そこが9条図書の選定基準にもありますように、ドリルやカード式の体裁のものが適切でないという意見が付いているところですので、調査、研究の段階で、9条図書としては適切でないのではという意見が付いているところ

#### **門田委員長**

繰り返しドリルでやっていくという場合には、これがいいということですね。

#### **松原教育長**

子どもによっては、発展性がないことがあるかもしれないが、繰り返し巻き返し、そのことを覚えることで、次の発展が考えられていくと思う。だから9条図書として選定することに対して、問題があるということであればいけないが、ここで決めれば9条図書になるということであれば、選択肢の一つとしてこれを9条図書として各学校に送ってやった方がどうですかという意見を持っている訳です。

#### **門田委員長**

9条図書に入れるには、若干問題があるよということではないですか。

#### **松原教育長**

問題があるようにはあまり思わないのだが、きちんと練習できるドリル的なものになってますよね。

## 門田委員長

調査研究の段階で、これは少し適当ではないのではないかと考える根拠ですね。

## 教育研究所特別支援教育班長

お手元の採択案の資料の1ページに、選定基準が示されております。この(2)の記述ですが、文末3行目に「問題集等は適切でないこと」という文言があります。このドリルというのは、まさに問題集に該当するのではないかとと思われます。

それから(4)の部分には、適切な体裁の図書を採択するようにし、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないことという基準がございます。先だって学校教育課長が説明したように、可能な限り子どもたちの選択肢を広げるという観点から、採択をお願い申し上げているところですが、この4つについては、ここに挙げられているような適切でないこと、あるいは採択しないことといった基準に大変近いものではないかと思われます。9条図書としては別のものを選んでいただいて、このようなものは、通常の学級においてもドリル等を購入することもございますので、それにならって別に購入なりして、子どもさんの学習には有用であるというのは間違いございませんので、活用していただいた方が良いのではないかという意見でございます。

## 門田委員長

よろしいでしょうか。これを教科書に代わるものとして採択するのは、少し適当ではないのではないかというご意見なのですね。

## 西山委員

4番、5番等に代わる何かの手立てがあるのであれば、外しましょうというのが私の意見です。これらを使うことによって、助けられるお子さんがいるのであれば、採択すべきだと思います。しかし、他の代替えがあるのであれば、これを外しても構わないだろうと思います。先程の説明はその様にも聞こえました。

## 西森委員

まだ良く分からないところがあって、とりあえず2つ申し上げます。いわゆる副読本みたいな性格がありますよね。教科書があってそれ以外に副読本とかドリルとか、例えば、私が小学1年の時に算数セットという玩具みたいなものを学校でもらって、ものすごく嬉しかったという記憶があります。

9条図書だったら、当然無償ということになるのですが、これが副読本とか先ほど申し上げた算数セットに代わるものとなった時は、費用負担はどうなりますか。このところの問題がまず1つです。教科書にされることとされないことの差異で、費用面から、特に保護者の負担から見た時に、どのように整理されるのでしょうか。

## 教育研究所特別支援教育班長

今の質問でございますが、特別支援学級には、特別支援教育のための消耗品費などの予算も配当されておりますので、その予算を活用して、消耗品として購入し子どもさんに使っていただくことができます。また、個々に子どもさんの実態が違いますので、個別に買っていただくような場合もないとはいえませんが、特別支援教育の就学奨励費といった制度もあって、そういった教材購入にかかる経済的な負担に対する支援という制度もございますので、これを利活用することで、保護者に経済的な負担が増える心配はないと考えております。

## 西森委員

分かりました。

2点目ですが、例えば先程の選定基準の2項、4項を見ると、確かに要件から外れていると読めるかと思えます。思いますが、高知県の教育委員会が、そもそも指導助言して、このグループについて検査、調査の対象としている訳ですよね。そもそも明らかに外れていたら入ってこないだろうと思うので、そういう意味では、ここで市の教育委員会の方に聞くのは筋が違いますが、県の教育委員会と若干解釈について相違しているということで、なにか食い違いが出るということでしょうかね。

### 教育研究所特別支援教育班長

県で確かに採択されているので、それは県の判断として9条図書として認めるという判断であったと思います。

高知市としましては、大分以前には、こうしたカード類も採択していただいていた時期も確かにございます。しかしながら、カード類が適切でないといった選定基準もございます。繰り返しになりますが、子どもさんへの有用性は認める場所ですので、それはそれとして別の手段で入手して活用し、その上で、近年は9条図書としてのカード類の採択はしておりません。ですので、もし採択にならなければ、県の判断と市の判断が違ふという結果になるかと思ひます。

### 松原教育長

文部科学省も、一般図書として認定している図書ですよ。

### 教育研究所特別支援教育班長

これは文部科学省が、この本の適否について判断を加えているものではございません。各自治体で採択された実績のある図書名を、文部科学省が取りまとめて、情報提供しているものです。9条図書として適切であると認めているものではございません。

なぜ文部科学省からの情報提供や県からの指導助言を基に、本日の31冊を決めているかご説明をいたします。子どもたちにとってなるべく幅広い選択肢をとる立場に立つと、理想的には、現在書店に並んでいるこうした一般図書全てを調査研究したうえで採択していただければ、一番広い選択肢になります。しかしそれは、現実的には無理な話でございますので、本市で採択の審議をいただく本については、文部科学省からの情報提供のあったもの、県が使おうとしているもの、それから高知市立学校で先生方から希望の出てきたもの、この3種類を調査研究の上、ご採択いただこうとしております。文部科学省としての判断が加わったものではございませんので、文部科学省のリストには載っているが、ここでは採択にならなかったということもあり得る話だと思ひます。

### 松原教育長

これは一般図書として、文部科学省のリストに載っている訳だから、ドリルであるという判断にはならないのでしょうか。

### 門田委員長

9条図書としては、採択できる範囲のものではあるということでしょう。ここに挙がっている限りはね。

### 教育研究所特別支援教育班長

そのようになるかと思ひます。

### 西山委員

あくまでも、そういう選択をしたところもありますよ、後は皆さんで選んでくださいと言われて、こちらが選ばないといけない立場なのでしょう。

### 教育研究所特別支援教育班長

はい。

### 門田委員長

これを、もし9条図書として認定採択した場合に、子どもたちにとって何か不利益があるんですか。

### 教育研究所特別支援教育班長

それはないと思ひます。

### 松原教育長

学校が何を選ぶかの問題でしょう。

### 教育研究所特別支援教育班長

はい。

### 西森委員

採択されなかったら、だれが困るかみたいな話だと思うのですが。極端に言ったら、これに選ばれ

さえしたら、必ずお買い上げがあるということでしたら、メーカーにとっては非常に利益がある訳ですよ。そうすると不当な公金支出したという批判が出てくる可能性もあるだろうと思いました。でも、これを選んだといってもリストに挙がるだけで、このことにより購入が担保されるものではないですよ。

例えば現場で、この生徒はこれを教科書に使うのが一番いいという生徒がいた時に、それを使ったと言って、そもそもそれが何で9条図書に選ばれているのだ、基準からも外れるだろう、と行って、公金の違法支出だという話になるかという、それは想像しにくいですよ。

#### **松原教育長**

文部科学省の一般図書に含まれているのだから、そんな問題はないと思いますよ。

#### **西山委員**

そこで、ちょっと私は解釈が違います。文部科学省は全然責任持っていませんよ。文部科学省としては、各自治体で選んだものはこうしたものがありますから、これを参考にしてください、ということであって、それをギャランティしたものではないと受け取っています。というのは、この図書に関しては、各自治体で選んだ実績があるということであって、文部科学省が推薦するものでもないし、認定したのもでもない理解しています。

だから一般の教科書とは、そのスタンスは全然違う。一般教科書の場合は、文部科学省が認定している、一方で、この図書に関しては、あくまでも各自治体で選ばれた実績としてこういうものがありますので、各自治体で選んでくださいということを出ているのであって、文部科学省の責任は明確でないと思うのです。推薦でもない、情報提供です。

#### **松原教育長**

一番の問題は無償になるかどうかですよ。この「数のカード」は、図書じゃないから無料にはなりませんということにはならないでしょう。

#### **教育研究所特別支援教育班長**

今まで、無償にならなかったというのは、承知しておりません。

#### **西山委員**

ということは、ここで選んだら無償になる訳ですよ。無償扱いで、学校教科書に代わるものとして、このものに関しては、無償扱いにしますということになるのでしょうか。

#### **教育研究所特別支援教育班長**

はい。高知市の教育委員会としては、これを9条図書に使うということとなります。

#### **西山委員**

採択され、使うことが決定すれば無償になるのです。

#### **山本委員**

この4点は、現場の学校から要望が上がってきているものですよ。子どもたちのためにということで。

#### **教育研究所特別支援教育班長**

はい。

#### **門田委員長**

ここでは、一般図書選定基準中の図書としての体裁をなしていないものは採択しないことという項目について、この4点が図書としての体裁をなしているか、いないかの判断をするということでしょうか。

カードというのでは、少しあてはまらないように思われますが。

#### **西山委員**

この件に関しては、必要であれば消耗品として買いましょう、という救済策で買ったことがあるですよ。あくまでも、書籍というよりは消耗品・ワークシートという形で使うということですよ。消耗品というのは当然のことながら、1、2年で駄目になるものと考えてよろしいですよ。

**門田委員長**

これを、図書としての体裁をなしているものと認めるか、認めないか、その判断をここでしたらいかがでしょうか。この数カードというのは、図書とは判断しがたいのではないですか。

**松原教育長**

文部科学省が作成したリストに掲載されているということは、どこかの市町村で図書として1度は認めているということですよ。市町村が認めて、教科書無償法に基づいて、無償で配布されるような形が過去の実績として残っている訳だろう。

**門田委員長**

採択された実績として残っている訳ですか。

**教育研究所特別支援教育班長**

そうです。

**門田委員長**

悩ましいところですね。

**西森委員**

多分図書館には置いてないですよ。消耗品であれば、図書館で買って貸し出すようなものではないですよ。

**松原教育長**

そこらあたりの判断が難しいくらい、特別支援教育を受けている子どもは多様で、普通の教科書で対応できない子供がいるのでしょう。だからどうしても、確かに選定基準では教科書でないかもしれないが、子供の実体分かっている現場が欲しいというのであれば、過去に採択された経緯があるのだから、採択してやってもいいのではないですか。

子どもの実態に合わせてお世話するどこかの先生が、A君のためにはこれが一番いいのではないかなと思って、希望しているのだと思うのです。難しいことを言えば、確かに教科書ではないことも分かるが、過去に実績があれば、それは採択してもいいのではないかなというのが、私の意見です。

**門田委員長**

これが9条教科書として採択されたからといって、子どものために学校がこれを使うか、使わないかは関係ないですよ。

**松原教育長**

関係ないです。

**門田委員長**

そこが現場の判断です。

**教育研究所特別支援教育班長**

採択されてないものは、使えません。

**西森委員**

現場からの声というのは、どの段階のものをおっしゃっていますか。

このフローチャートを見ると、いきなり県の教育委員会の指導・助言からスタートしているかのようによみえますよね。でも、この前段には、何らかの形のヒヤリングなどがあって、こんなものがB君のためにあつたら良いのだけだね、などという個別の本当の声があつたうえでこのリストに上がっているということですよ。もう1つの現場からのチャンスは、市の教育委員会から意見聴取があつた段階だと思います。つまり、現場から声を拾うチャンスは、可能性として2回あるのだと思います。本当に欲しいお子さんが現実において、しかも9条図書として必要であるということだったら、切りにくいと思うのですが、そんな情報はございますか。それとも、なんとなく漠然とこんなに入れてみたらという程度で挙がってきているのだったら、無理に採る必要はないと思います。

**教育研究所特別支援教育班長**

いまご指摘いただいたように、受け持っている子どもたちの実態を踏まえて、学校の先生方が、こ

のような本が使えるようになったらいいと回答をいただいたものが含まれております。一方で、個々の状況に応じて挙げてきたであろうこの本が、先生の受け持っているお子さんにどう合いますかというところまでは調査はしておりませんが、そこは学校が判断したうえで推薦していると考えております。受け持っている子どもさんの実態を踏まえて、情報はあがってきていると考えております。

#### 西森委員

分かる範囲で結構です。私は、次の質問でもう自分の意見を決めようと思いますが、現場の先生方は、9条図書の本の性質というものを、きちんと把握しておられますか。

というのは、すごく失礼な言い方のように聞こえますが、私たちはここで説明を受けて、9条図書になれば教科書になり、無償の対象だと理解しました。また、あればいいよね、というレベルであれば、教科書でなくても、別の方法で入手できるんだということを、整理して教えていただきました。

もし、現場の先生方が、「このような物があれば役に立ちますね。」と非常に包括的な意味合いであげてきている可能性が、あるのであれば、すべて9条図書として採る必要はないと思います。逆に、どうしても9条図書で採らないといけないという強い要望があがってきているなら、私はその要望に添いたいと思うのですが、その辺りはいかがですか。

#### 教育研究所特別支援教育班長

どうしても9条図書として、これがないと授業ができないということはないと思います。言われたように、包括的な意味合いで9条図書として認めていただければ選択することができる、という部分が強いと思います。

#### 西森委員

分かりました。

#### 門田委員長

そういうことであれば、この4点を切り離してはいかがでしょう。

ご意見をどうぞ。

#### 松原教育長

私は、スイッチがあって、音が出たりするようなものは、確かに教科書としてはどうなのかという問題はあるが、子どもたちが興味、関心を持って触れるという点では、すごく優秀な物ではないかと感じはします。

#### 西山委員

私としては、このような図書が必要であれば、予算措置でもって用意できるという救済策があるので、9条図書として選ばなくてもいいのではないかと思います。

#### 西森委員

私も、西山委員さんと同意見です。具体的にこの4点がどうしても9条図書として認定される必要があるんだと要望があがっているのであればと思いましたが、どうもそうではなくて、選択肢を広げるためであると理解しました。そのうえで、体裁としては選定基準からは外れていると言わざるを得ないとなると、この4点については、9条図書としては、あえて選択しなくてもいいと思います。ただ、予算措置の際には是非とも考慮願いたいという感じはします。

#### 松原教育長

私は、基本的には、選択肢を増やすという意味では、9条図書として選択してもいいのではと思います。

#### 山本委員

私もその意見ですね。現場で子どもさんに適応するのであればいいのかなと思います。

#### 西山委員

多様性を持たすことは良いことだと思います。が、やはり選択をする人の声が反映できる形で、救済策がある訳ですね。全然救済の可能性がないということなら、それはどうかとは思いますが。多様性ということから考えると、求めている先生の声を反映して、予算措置でもって買えますのでと言

ってあげるのが親切ではないかと思えます。多様性を持たせたいからといって、どのようなものでも認めることは少し釈然としません。

基準が定められている中で、選定するかどうか求められている訳です。もし予算措置がなくて、この4点がなければ非常に困る、ということであれば、何とかしましょうということに通しますが、予算措置があつて本当に必要とする方がいるなら購入できる、という道があるのなら、私はそれでいいと思えます。

#### 山本委員

そういう考え方で行けば、全てのものがある意味対象になりかねないのではないのでしょうか。また、情報として現場の先生方の関与する度合いが、それほど詳しくは先程の意見の中には出てないかとも思えます。

#### 西山委員

いずれにしても、判断が微妙だとして挙がっているのは、4、5、6、15の4点ですよ。

#### 門田委員長

いま採決するとしたら2対2になりますね。

#### 西森委員・西山委員

委員長のご意見をお願いします。

#### 松原教育長

どちらにしても、結果としては一緒のことにはなりますね。

採択しても、使うか使わないかは学校の判断ですし、採択しなくても、教材として、買って使うなら使ってもいいよと言うのだから。

#### 門田委員長

教科書の代わりにこれを使うのかという判断をするかしないかですね。

#### 西山委員

ただこの選定基準を踏まえた中でという、消耗品ということになりますよね。

#### 松原教育長

採択委員会は、何の方針も出さないで、そのままこの採択の場に情報をあげてきているのですか。

通常、教科書の採択にあたっては、採択委員会があつてそこで一定の方向性が出てあがってくるものですよ。教育委員会にすべて任せるという形で、議案として出してきているのですか。

#### 教育研究所特別支援教育班長

この4つについては、適切ではないという意見を付けておりますなかで、この場でご審議をいただきたいと考えております。資料にも書いておりますが、この4点については、9条図書として適切ではないと思われる、というものが、採択委員会の意見でございます。しかし適切でないとの決定につきましては、この場での判断をお願いしたいと考えております。

#### 松原教育長

つまりは、一番の専門家である採択委員会では、適切でないという判断がある訳ですね。

#### 門田委員長

9条図書として認めるのには、いささか問題ありということですね。図書として採択されなくても、いい教材は、他に道もありますからね。

では、31点のなかから、4点は9条図書としては問題ありということで、委員会として結論を出したいと思えます。

それでは、学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択については、出された原案のとおり決することで決めて、ご異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

## 門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第 27 号は、原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項「高知市教育委員会共催・後援事業について」、事務局の説明をお願いいたします。

## 生涯教育課長

生涯教育課長の渡邊でございます。

教育委員会名義の後援の申請で、却下になりました事例がございましたので報告いたします。

その内容ですが、田辺浩三さんの小夏の映画会から、平成 25 年 4 月 14 日に龍馬の生まれたまち記念館で開催される渋谷実監督の「気ちがい部落」という映画上映会の名義後援の申請が提出されました。内容を事務局で検討した結果、次の理由で却下することとしました。

教育委員会の後援については、教育委員会が教育的見地から当該事業の趣旨に賛同し、その実施について奨励することと定められております。今回の申請につきましては、映画のタイトルに精神疾患に対する差別用語が含まれておりますし、特定の地域を連想するようなものも含まれております。製作されて 50 年以上経過した作品でございますが、当時の価値観で作成されたタイトルをそのまま使用することが、人権上の観点から好ましくないと考え、教育委員会が当該事業を後援することは不相当と判断し、却下したものでございます。

## 門田委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事業に続きまして、以前の教育委員会において質問のあった新図書館に関する件についての説明があります。よろしく申し上げます。

## 市民図書館副館長管理担当係長事務取扱

市民図書館岩原でございます。

2 月の教育委員会でいただきました質疑の中で、新図書館の計画において、ランニングコスト等どのような考え方で削減に取り組むかという趣旨の質問をいただきました。その時点では、基本設計作業中でしたので、いったんご説明を保留とさせていただいた経過がございます。

現時点での考え方を、まとめてまいりましたので、建設室長より簡単に報告いたします。

## 新図書館建設担当副参事室長事務取扱

市民図書館の池上でございます。

設備計画に関する資料をお配りしております。電気設備と機械設備という大きな 2 つの考え方で、省エネに取り組むようになっております。

電気設備について見ていただきますと、自然環境と調和する設備計画として、4 つの項目を挙げております。省エネルギー、自然エネルギーの活用、高効率機器の採用、そして省資源といった方法で省エネルギー、省資源に努めたいという考えになっております。

次に、機械設備ですが、同じく自然環境と調和する設備計画として、3 つの項目を設けております。省エネルギー、自然エネルギーの活用、高効率機器の採用といったことで、こちらも同じように省エネルギー、省資源に取り組んでいきたいという考え方になっております。

そして実際にどの程度の見込みがあるのかというところを、光熱水費の想定項目でお示しております。こちらは、基本設計の段階での想定でございます。現在、実施設計を行っております。さらに細かくする必要はありますが、消費量の想定についてそこに考えを示しております。電力につきましては、電力負荷を参考に使用量を想定し、水道・下水道は利用者数等に応じて年間の使用量を想定しております。

さて、基本設計段階でのコストでございますが、1 平方メートルあたりの金額を算定しております。従来の施設と同じ設備でございますと、1 平方メートル当たり、先程申しました電力、水道、下水道、都市ガスと合わせて大体 4,000 円程度と算出いたしました。一方、今回の基本設計によりますと、合計して 3,200 円となりますので、1 平方メートルあたり 800 円、つまり 20%削減の効果があるので



はないかという想定が出ております。

なお、参考といたしまして、その下に平成 20 年から 22 年時点の他の図書館における状況を挙げております。特にその下の 2 つが現在の県立図書館が 1,974 円、そして市民図書館が 1,983 円となっております。電気設備が少ない時代の施設でございますので、かなり安くなっております。新図書館はそれより高くなっておりますが、20,000 m<sup>2</sup>という大型施設といたしましては、削減の効果が一定高いと判断し、設計が進んでおります。

**門田委員長**

新図書館の省エネルギー等について、具体的な数字を挙げての説明がありました。ありがとうございました。

特に、質問等はございませんか。

以上を持ちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会 午後 5 時 32 分

署 名

委員長

---

3 番委員

---